

第20回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年3月30日（火）18:05～20:35

開催場所 しゃきっとプラザ会議室（1）（2）

出席委員 岡本委員、大江委員、大原委員、小森委員、菅野委員、杉原委員、三浦委員、村上委員、高崎委員、遠國委員、竹下委員

アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開 会

2 第19回会議録（要旨）について

事務局作成のとおりで基本的に了承。修正等あれば事務局まで連絡願う。

3 たたき台について（協議）

起草部会が作成したたたき台について協議した。委員からの出された意見、アドバイザーからのアドバイス等を踏まえ、起草部会で再度整理することとした。

（1）条例の見直し、実効性の担保

＜起草部会委員からの説明要旨＞

- ・町長からの諮問により、「美幌町自治推進委員会（仮称）」が運用状況や条例の見直しなどについて審議する。
- ・4年を超えない期間ごとに検討するようにしたのは、町長の任期中に少なくとも1回は条例の内容について検討すべきと考えたため。

（委員）

「任期2年、再任を妨げない」とあるが、同じ人が4期も5期も長くやっても良いのか。後継者が育たなくなるのではないか。委員会のためにも良くない。

（アドバイザー）

- ・長い間同じ人が委員を続けるのは、町の自治にとって好ましいことではない。なり手がいないといった事情は分かるが、色々な人が委員になる方が健全である。その機会を保障する意味から、再任に制限を設けた方が、長期的には良いのではないか。
- ・「条例の見直し」の2について、「第〇条」は「別に」で良いと思う。
- ・【町民会議では】の最後の行の「検討してもらう必要がある」を「検討する必要がある」にしてはどうか。

（委員）

同じ人が長くとどまることによる弊害が出てくるのではないか。任期の期限を区切った方が良いと思うし、任期は3期から5期、最長でも6期だと思う。任期の上限を明文化した方が良いと思う。

（委員）

たたき台で、任期は2年だが条例の見直しは4年を超えない期間となっている。任期を4年にして、任期中に1回は条例の見直しに携わるようにしてはどうか。また、任期を4年にして再任は妨げないことを条例で規定し、再々任はできないことを解説で記載してはどうか。

（アドバイザー）

条文で「再任を妨げない」とし、解説で任期を記載するのは矛盾を招くのではないか。条文で「再任を妨げない」又は「任期を定める」かのどちらかではないか。例えば、1期あたりの委員の任期を2年にして、上限を3期までにする考え方がある。これは、委員会の継続性を確保するためであり、最低4年に1回は条例の見直しの機会があるので、4年後に半分の委員が交代し、残りの2年間で、残った委員が新任の委員にこれまでの委員会活動の状況を引き継ぐことができる。また、委員の任期や再任の上限については、なぜそうしたのか、理由を解説で整理する必要がある。

（委員）

委員の就任年数が10年では長いし、4年では短いと思う。6年から8年程度が適当では

ないかと思う。

(委員)

委員の就任期間としては6年ぐらいが良いのではないかと感じた。もし、規定するのであれば、「再任は妨げない。ただしその場合でも3期は超えない。」などと規定すれば良いのではないか。

(委員)

任期の上限は条文で明確に規定した方が良いのではないか。また、1期2年で、就任期間は3期までとし、多くの人に委員になってもらうようにした方が良い。常に原点に帰って条例を見ることが必要だ。

(副委員長)

任期の上限を明文化する方向で起草部会で整理することとしてよろしいか。

<出席委員了承>

(2) 議会、議員の役割、責務等

<起草部会委員からの説明要旨>

- ・議員の責務については、議員は町民の代表者であり、町民や町の利益のために活動すること、町民の代表者として高い倫理観を持つこと、議員間の自由な討議などを規定した。
- ・町民参加及び町民との連携については、参考人制度や公聴人制度の活用、請願及び陳情を政策提案として位置づけること、町民や団体等との懇談の場を設けること、各議員の賛否を議会広報で公表する等により議会広報の充実を図ること、議会報告会を年1回以上開催すること等を規定した。
- ・町長等との議会及び議員との関係については、一問一答方式と反問権を規定した。
- ・将来的には議会基本条例を制定し、規定されるべきものと考えたと解説に記載した。
- ・質問に、一般質問と質疑があり、質疑は1人3回までで、自分の意見は述べない取扱いとなっている。現状の美幌町の取扱いと、たたき台の内容の整合性がどうなのか、疑義がある。

(委員)

質疑と一般質問について、議員必携には、質疑では自分の意見を述べないと書いてある。たたき台の記載で特段問題はないと思う。

(委員)

標準会議規則では、質疑は3回までで、意見を述べるものではない、と書かれており、全国の市町村議会が括られてきた。しかし、議会基本条例ではそれに縛られていないことが一つの特徴である。今の美幌町の会議規則と、自治基本条例で規定しようとする内容は整合が取れない。標準会議規則が作られた時代とは状況が違いため、根本的な議論が必要だと思う。現状は、質疑が3回までとなっているので、1回の質疑であればこれも訊いて、まとめて答弁される。一問一答ではないので、傍聴者は非常にわかりにくい。

(委員)

たくさん訊きたいことがある中で、質疑が3回に制限されている状況をどう考えるかは非常に難しい。できるだけ的を得たことを訊けば、3回の質疑で済むと言われたこともある。ただ、今、この問題を根底から変えるのは難しいのではないか。細かいところまで自治基本条例で規定するのは時間的にも厳しいのではないか。

(委員)

質疑が一般質問化してしまうのではないか。質問と質疑は区分すべきだと思う。

(委員)

一般質問は一問一答であり、分かりやすい。本会議がインターネットで配信されていることを考えると、一つの項目に対し質疑3回までとした方がわかりやすいのではないか。ただ、その場合、時間の制限をどうするか検討が必要になる。

(委員)

予算審議については、予算特別委員会を設置し、委員一人の持ち時間を例えば2時間として、その時間内で一問一答方式で進めていくことが考えられる。ただし、質問が無制限にならないように、質問時間に制限を設ければ良いのではないか。

(委員)

町民参加及び町民との連携の中で、「特別委員会等」とあるが、「等」とは何を想定しているのか。

(起草部会委員)

例えば全員協議会等を想定している。

(委員)

全員協議会は正式な会ではないため、参考人に対して費用弁償を出せないのではないのか。

(起草部会委員)

そこまでの議論はしていないが、精査が必要だと思う。

(委員)

自由討議による合意形成の中で、「町長等に対する本会議への出席を最小限にとどめ」とあるが、最小限とはどの範囲なのか。また、解説で議会基本条例について書かれているが、条文には載っていない。他は「別に定める」等条文に書かれているが、議会基本条例だけ解説に書いてある理由はなにか。

(起草部会委員)

たたき台は、徹底的に議員間で自由討議してもらうことが主旨であり、そうなれば自ずと理事者側の出席は少なくなってくるものと思う。訊くことを訊けば、あとは議員同士で議論をすれば良いのではないかとということである。

また、議会基本条例の明文化は、全国的に見ても自治基本条例で議会基本条例を作ると明記している自治体は少ない。自治基本条例の中で議会基本条例に委ねてしまうと、議会基本条例ができるまでに時間がかかってしまうため、自治基本条例の中である程度規定しておきたいという考えである。

(委員)

自治基本条例の中で議会について細部まで踏み込むことはなかなか難しいと思う。いずれ、議会基本条例は作らなければならないと思う。細部は議会基本条例で規定するべきで、現段階で自治基本条例に盛り込むのは基本的な事項のみで良いと思う。

(アドバイザー)

- ・議会の責務には、議会の権限と、新たに条例で追加される議会の責務を規定するのが一般的である。新たに条例で追加される議会の「責務」として、例えば「議会は町民との課題を共有するとともに町民参加により議会運営を行います」や、今後、議会事務局の役割が重要になるので、「議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局の機能の充実を図らなければなりません」などと規定した方が良いのではないのか。
- ・議会の責務の1で「町民の代表から構成する議事機関」とあるが、「町民の代表者である議員により構成された議事機関」と規定した方がわかりやすいのではないのか。
- ・議員の責務の3は自由討議による合意形成と内容が重複しているため、必要ないのではないのか。
- ・議員がこの条例を遵守する内容の条文を追加してはどうか。例えば「議員はこの条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。」などと規定してはどうか。
- ・条文の表題で、「町民参加及び町民との連携」となっているが、ここの内容は主に町民参加と情報共有について書かれているので、「町民との情報共有と町民参加」にしてはどうか。
- ・また、3で「議会は、町民、町民団体、NPO 等との意見交換の場として、議会主催の政策会議を年1回以上開催し、町民が議会の活動に参加できるようにするとともに、これによって議会及び議員の政策能力を強化し、政策提案の拡大を…」としてはどうか。町民の参加を得て政策の議論をすることによって、議会の政策能力の向上や提案にもつながっていくものと思う。栗山町では、こうした場を「一般会議」と規定しているが、表現がわかりにくいので「政策会議」としてはどうか。
- ・5で「議会は、町民の参加と連携を高める…」となっているが、ここでは議会報告会のことを規定している。議会報告会は情報共有の場であるから、「議会は、町民との情報共有と連携を高める…」とした方が良いのではないのか。
- ・「解説・考え方」の＊欄に、「今後、議会基本条例を新たに制定し」とあるが、議会の重要な規定を最高規範である自治基本条例にある程度規定し、さらに、議会基本条例を

制定することは自己矛盾ではないか。自治基本条例で規定している内容を踏まえて、規則等に委任するのであれば理解できるが、議会基本条例を制定することは屋上屋を重ねることになるのではないか。自治基本条例を受けて関連する議会規則などを見直した方が体系化されてわかりやすくなるのではないか。

- ・また、「解説・考え方」の議会の責務のところ、「検閲・監査請求等を…」とあるが、「監査請求や調査等を…」とした方が良いのではないか。

（委員）

自治基本条例が最高規範であるならば、議員の責務の中にこの条例を遵守することを規定した方が良いのか。

（アドバイザー）

町長にも同様の責務があり、その方が全体の整合が取れると思う。町長も議員の皆さんもその権限は町民からの信託にあることを原点とすべきであると思う。

（委員）

新たに条例を作る作業量を考えると、自治基本条例があり、それを具体化するため、既存の議会関連の規則などを見直す方が良いのではないか。

（委員）

自治基本条例が制定されれば、それを基に根本から変えないと、既存の議会関係の規則などは使えない。自治基本条例を運用していくうえで阻害要因になってしまう。

また、自治基本条例の遵守義務は町長の責務にも規定しようとしている。議員にも当然その責務はあると思う。その点でも規定した方が良いと思う。

たたき台の町民参加の部分で、議会広報のことが出されているが、美幌町はすでにインターネットで議会中継を行っている。議会中継のことも規定した方が良いのではないか。

（委員）

映像による情報提供も大切だが、それだけに頼ってはいけないと思う。多様な情報提供の手段をバランスよく考えていくべきだと思う。

（副委員長）

たたき台の内容について、起草部会で再度検討することとする。

4 連携・協力、最高規範性、前文について

連携・協力、最高規範性、前文について協議を行った。協議内容等を踏まえ、今後起草部会においてたたき台を作成し、次回（第21回）会議で協議することとした。

事務局から意見の取りまとめ結果について、別添資料「第20回みんなで創る自治基本条例町民会議 委員事前意見取りまとめ結果」により説明。

<連携・協力について>

（副委員長）

事前の意見を見ても、他の市町村との連携協力、国や道との連携協力を規定することについては異議はないと思う。海外との連携協力についてどう考えるか。

（委員）

これからの時代は、世界的な視野で物事を考えられることが求められる。美幌町もニュージーランドに姉妹都市がある。この種の規定は盛り込むべきだと思う。

（アドバイザー）

今、話に出た3つの項目を規定するのが一般的ではないか。地域内（町民、議会、行政）の連携・協力を規定してはどうかという意見があったが、これは他の部分で規定しようとしており、必要ないのではないか。地域内の連携・協力を規定している自治体は、自治基本条例に地域社会の規定をしていないので、あえてそこで規定したのではないか。

<最高規範性について>

（副委員長）

事前の意見から、自治体の「最高規範」であることを明記することに異論はないと思う。最高規範のことを章として独立して規定するかどうか。

(委員)

独立して規定するのであれば、条例の最初の方で規定することになるのではないか。

(事務局)

この会議では、条例の骨格について、白老町や八雲町をベースに考えていこうということであった。白老町も八雲町も、最高規範のことは条例の最後の方で規定している。ただ、委員の意見のように、条例の最初の方で最高規範のことを規定している自治体もある。最終的には再度全体を見通して決定することになると思う。

(アドバイザー)

条例の最初の方で最高規範性を謳っている自治体は、単独で規定せず、総則に当たるところで条例の位置づけとして規定しているところがある。

また、まちづくりの最高規範か自治の最高規範かということについては、自治とした方が良く個人的には考えている。まちづくりという言葉は曖昧であり、曖昧な言葉は避けた方がよいと考えている。「自治」は難しいので、「まちづくり」とする町があるが、それでは余計、町の理念がわからなくなってしまう。条例の名称は、名は体を表すので重要であり、条例の名称と町の理念を一致させておく必要があると考える。

<前文>

(委員)

町民憲章やまちの歴史のこともがあるが、今の豊かな状況を我々が享受していることを、よりよい形で次の世代に繋げていくことが大事ではないか。このことに対する今の我々の決心を規定してはどうかと思う。

(委員)

前文は短い方がよいと思う。長すぎると条文が負けてしまうのではないか。

(委員)

美幌町の良さに触れる内容にしたい。

(副委員長)

起草部会で検討のうえ、たたき台を作成することとする。

5 次回までの検討課題・次回開催日について

水澤アドバイザーから、次回の検討課題である「住民投票」について、別添資料「自治基本条例の概要（住民投票）」等により説明。

(事務局)

- ・「住民投票」について、再度ご検討いただき、次回の会議に臨んでいただきたい。
- ・次回会議は、4月13日（火）18:30 から、しゃきっとプラザ会議室(1)(2)で行う。